

近世末期の寺子屋における束脩と謝儀

—信濃国にみる金納化と納入内容の画一化—

基礎教育学コース 上野拓海

Sokushu and Shagi at Terakoya in the Late Early-Modern

—A Tendency to Cash Payment and Standardization of Contents in Shinano—

Takumi UENO

The purpose of this paper is to analyze the financial aspect of *Terakoya*, a privately operated educational institution in Japan during Edo period. Its "admission fees" called *Sokushu* and its "tuition fees" called *Shagi* play a critical role in determining the characteristics of *Terakoya*. However, in the previous studies, *Sokushu* and *Shagi* were rarely brought to attention, leaving a veil on their actual state. Therefore, this paper analyzes them and finds out their transformation in relation to the changes in *Terakoya's* attributes, with a focus on Shinano in the late Edo period.

目次

1. はじめに
2. 束脩の金納化
3. 謝儀の性格と納入内容の画一化
4. 年齢・在籍年数による区別と「返礼」
5. おわりに

1. はじめに

本稿の目的は、近世末期の寺子屋（手習塾）¹⁾における束脩と謝儀の実態を明らかにし、それを通して寺子屋の特色を再検討することである。束脩とは入塾時に手習師匠へ納める金品であり、謝儀とは年に複数回師匠へ納める金品である。寺子屋に通塾した寺子たちは、謝礼として何を、どのように、どれほど納めたのか。これは寺子屋の性格を明瞭にする上で重要な視角である。

にもかかわらず、束脩と謝儀に焦点を当てた分析を行った先行研究は、管見の限り殆ど存在しない。その要因はいくつか考えられるが、中でも寺子屋研究最盛期の動向が考慮されねばならない。「学制」公布から100年を契機として、1960～70年代は「学制」や小学校の成立基盤を求める議論が熱を帯びた²⁾。そこで多くの寺子屋研究者は、公教育が持つ「公開」（万人に開かれた教育）の性質を寺子屋にも見出そうと、手

習師匠の慈恵性を強調するようになった。例えば、利根啓三郎に対する高橋敏の批判が象徴的である。利根は関東農村部における低就学率を算出し、経済的・時間的余裕を持つ中農層以上の家庭の子弟しか通塾できなかったとしたが³⁾、高橋はそれを「単純ブルジョアの経済基盤論」と批判し、「必ずしも経済的条件が入塾の要因とはなら」ないことを強調した⁴⁾。こうした研究動向の中で、経済的存在である束脩と謝儀の持つ意味が矮小化されてきたのではあるまいか。いずれにせよ、寺子屋研究において束脩と謝儀が軽視されたのは確かである。そしてその結果、寺子屋における師匠—寺子間の金品授受の実態、ひいてはそれを通した師匠と寺子の関係性が詳らかにされてこなかった。

では今日、束脩と謝儀はどのように理解されているのか。通説を作り上げたのは、昭和4（1929）年刊行の乙竹岩造『日本庶民教育史』⁵⁾だと言える。これは、全国3090人の古老に対して行った聞き取り調査をもとに寺子屋を研究したもので、束脩と謝儀についても分析を行っている。乙竹は束脩について、(a)基本的に「食物若は日常生活の必需品」が渡され、金銭の場合も「極めて小額」。従って、「真に心ばかりの手土産であつて、決して収入と称すべき程のものでは無かつた」、(b)祝儀の意味合いが強かったため赤飯や酒の納入が多かった、と分析した。そして謝儀について、(i)いつ何を納めるかは「師家からこれを指定せず、父兄

の自由意思に一任した」、(ii)「都会地に於ては若干の金銭を納めたが、田園村落にあつては農作物・漁獲品等を呈し」た、金銭の場合も「決して多額のものでは無かつた」、と分析している。以上を踏まえ、「師匠の物質的報酬は決して十分なるものでは無かつたのに、彼等はよく童蒙教化の道に勤んだ」と結論付け、その理由としては、「教化の努力であって、営利の業務では無かつた」という「純真なる教育動機」を挙げている。これらの記述から、乙竹が強調したことは主に 2 点に纏められる。(1)束脩と謝儀の内容や納入時期は寺子によって異なり、師匠側からそれを指定・要求することはなかった、(2)束脩と謝儀から得られる収入は微少であったが、師匠は慈恵的に読み書きを教えた、である。これ以降の研究動向を見た時、寺子屋経営や束脩・謝儀に関するあらゆる記述がこの乙竹論に依拠しているように見える。

束脩と謝儀に関するその他の先行研究として、『維新前東京市私立小学校教育法及維持法取調書』(1892年、以下『取調書』と略記)に依拠したものがある⁶⁾。しかしいずれの研究も同書の記載内容の復唱にとどまっており、束脩と謝儀に関する綿密な分析は行われていない。また、特定の寺子屋を個別的に分析した研究もある。服部清道は美濃国の河合氏寺子屋について、謝儀の記録 7 年分の内初年度分のみを挙げつつ、「一定の月謝を徴収することはなかった」や「祝儀の品は各家の暮し向きの程度によって異なる(る)」などといった通説的な言及をしている⁷⁾。菱田隆昭は武蔵国の玉松堂を分析し、多くの金品を持参した寺子には「返礼もしくは金銭の一部返還を行っている」ことから「玉松堂では必要以上の金額を受け取らず」、「収入を度外視して」営まれた寺子屋であると結論付けている⁸⁾。

さて、乙竹以降の先行研究を通覧したが、これらは後世の調査史料に依拠したものと手習師匠の残した史料に依拠したもの 2 種に分けることができる。前者は、具体的には乙竹調査と『取調書』に依っている。ただし、『取調書』は寺子屋が姿を消してから 20 年ほど経っており、乙竹調査に至っては 40 年以上が経過しているため、内容の正確さに一定の留保がつく。その上、後世の調査史料では束脩と謝儀の詳細な実態は見えてこない。当時の状況を俯瞰するのには有用であるが、より実態に迫った研究のためには、手習師匠が残した日記などの史料も参照せねばならない。後者は、例えば菱田が行った研究である。しかしそれらは、特定の寺子屋の個別研究にとどまったという点で課題を残した。1 つの寺子屋を分析しただけでは、それが

当時一般に見られたことなのか、それともその寺子屋に特有のものなのか、判断が付かない。例えば菱田も指摘している通り、玉松堂の師匠が「経営に際し金銭による礼にこだわらなかったのは、村一番の田畑を有する野村下分名主の父親兼後見役という立場にあった」からである⁹⁾。従って、手習師匠の残した史料を用いて分析を試みる際も、複数の寺子屋を検討対象に据える必要がある。

乙竹以来、先述の研究動向もあって、束脩と謝儀は等閑に付された。すなわち、束脩と謝儀の内容は寺子によって異なり、師匠側からそれを指定・要求することはなかったという理解が広く受け入れられたために、束脩と謝儀は研究対象に据えられてこなかった。それに上記のような束脩と謝儀の理解は、「慈恵の手習塾」¹⁰⁾、すなわち村の役人層や知識人が収入度外視で手習指南をした寺子屋を念頭に置いている。それらは近世前・中期に多く見られたが、一方で天保期以降には寺子屋数が急増し、生計を立てる一助として手習指南をした「生業的手習塾」が珍しくなくなる。そのような時代の変化に応じて、束脩と謝儀の実態も変質を遂げたと見るのが自然であろう。従って、近世末期の寺子屋を対象に据え、束脩と謝儀を再検討する必要がある。

本稿では、2 節で束脩の実態の変容を示し、3 節で謝儀の性格を納入時期別に再検討した後、4 節で寺子の年齢・在籍年数と「返礼」という 2 つの視角から束脩と謝儀を捉え直す。いずれも、「寺子屋取調表」¹¹⁾による巨視的な把握と、手習師匠の残した史料による微視的な分析から成っている。手習師匠の残した史料については『長野県教育史』史料編 2¹²⁾に数多く所収されており、本稿ではその中から束脩・謝儀の記録を持つ寺子屋全 6 つを取り上げた(表 1)。

研究対象地域は、国域が広く幅広い地域の寺子屋を検討できること、史料の残存状況が比較的良好であることから、信濃国とした。近世後期の信濃国は、善光寺門前町や 11 藩の城下町を中心として商業都市化が進み、また養蚕業が発達したため開国後は貨幣経済が都邑部のみならず郷村部へも波及していった¹³⁾。一方で安政 6 (1859) 年の横浜開港は民衆の経済生活に多大な影響を与え、物価の高騰が富裕層と庶民の格差を大きくした¹⁴⁾。

本研究を通して、従来の研究が描出できなかった束脩と謝儀の実態が浮き彫りになり、そこから寺子屋の特色がより明確になることが期待される。

表1 分析対象とする寺子屋の一覧

塾名	史料の残存状況	所在地	師匠の属性など
若麻績塾	束脩○ 謝儀× 万延元 (1860) ～明治6 (1873) 年	上水内郡善光寺町	善光寺の宿坊の1つである随行坊で開業。
好古堂	束脩○ 謝儀○ 万延元 (1860) ～明治元 (1868) 年	上伊那郡小野村	小沢和徳は農民で村役人を務めていた。開業者は祖父の芝産であり、100年以上の歴史を持つ。
片桐塾	束脩○ 謝儀○ 慶応3 (1867) ～明治5 (1872) 年	下伊那郡田村村	不詳。
大野塾	束脩× 謝儀○ 安政2 (1855) ～明治元 (1868) 年	南安曇郡島々村	不詳。
岩崎塾	束脩× 謝儀○ 安政3 (1856) ～文久2 (1862) 年	下伊那郡板町村	岩崎博秋は高遠藩士で代官を務める傍ら、和算や天文学の分野でも活躍した。
野村塾	束脩× 謝儀○ 嘉永元 (1848) ～万延元 (1860) 年	下伊那郡高見村	野村清兵衛は高遠藩山下氏に経史書法を学んだ後、帰郷し手習教授を40年以上に渡り行った。

註) 好古堂を除いて、塾名は便宜上「師匠の苗字+塾」とした。
参考) 『長野県教育史』第1巻、第8巻。

2. 束脩の金納化

まず「寺子屋取調表」から、各寺子屋の束脩の内容を物品・金銭・なし・不明に分類した。すると、物品35校、金銭43校、なし11校、不明61校という結果になった¹⁵⁾。束脩のなかった寺子屋は僅かであり、物品と金銭を比べると金銭で納められた寺子屋の方が多い。このことから、祝儀の意味合いが強い束脩でさえ、近世末期には金納が増えてくることが分かる。

次に、束脩として物品が納められる際の品目を見よう。上位5品目を挙げると、酒29校、赤飯16校、魚7校、米・煮染各4校と、酒や赤飯が際立って多いことが分かる。ここはやはり、乙竹が指摘した通りの結果になった。入塾の際に物品を持参する場合は、祝儀色の強い酒や赤飯が好まれ、何でもよいわけではなかったのである。

第2に、手習師匠の残した史料から束脩の実態を見ていく。まず片桐塾では、日記が残っている慶応3 (1867) 年から明治5 (1872) 年までの約4年間に、計9人の寺子が入塾している。そして束脩を見ると、9人全員が赤飯+1品 (鯛や魚) の形式をとっていた¹⁶⁾。束脩として赤飯が好まれることは先に見た通りであるが、当塾も例に漏れていない。とはいえ全員が酒などではなく赤飯+1品というのは、この組み合わせが寺子の間で共有されていたのだろう。

次に検討する好古堂では、日記の記録がある万延元 (1860) 年から明治元年 (1868) の間に、計28人の入塾が確認できる¹⁷⁾。その内金納をした者が13人、物納が15人と、ほぼ五分五分と言える。物品を分析すると、15人中13人が酒を持参していた。通説通り、束脩として酒が好まれている。一方、金銭を見てみると、

小は200文、大は2朱と額はまちまちだったが、約半数が1朱程度であって、一定の偏りが見られた。

最後に若麻績塾を分析する。この「手習子供覚」¹⁸⁾には万延元 (1860) 年から明治6 (1873) 年までの束脩の記録が残されており、納入内容が鮮明に分かる。

まず、図1で金納率と物納率を確認すると、若麻績塾では商業都市の善光寺町ということもあり、束脩とはいえ高い金納率を誇っていた。万延元 (1860) 年の時点で既に8割の入塾者が、慶応3 (1867) 年以降はほぼ全ての入塾者が金納している。一方、物納率を見てみると、それに反するように右肩下がりにになっている。入塾者の約半数しか物納しないという年も珍しくない。このことから、近世末期には束脩として金銭を納めることが常態化していたと言える。

では、物納と金納で、それぞれどのようなものが納められたのか。まず物納の品目を見ると、赤飯83、酒46、饅頭40、鯛8、羊羹・餅各6、菓子5であった。ここでも通説通り、物品を納める場合には祝儀色の強いものが好まれたことが分かる。次いで図2で、金納の場合の額を確認してみる。すると、文久元 (1861) 年までは100～300文の納入が多く、その翌年からは大半の寺子が1朱程度を納め、慶応2 (1866) 年以降は急激に2朱を納める寺子が増加し、更に明治3 (1870) 年以降は1分かそれ以上を納める生徒が最多となる。繰り返しとなるが当塾は有数の都邑部にあったため、束脩とはいえ比較的高額な支払いがなされていた。「手習子供帳」では24年間で計380人の入塾が確認できるが、男女比がほぼ五分五分であって、230人が商家の子供であった。よって寺子の家庭に経済的・時間的余裕があったことは明らかである。ただしここで肝要

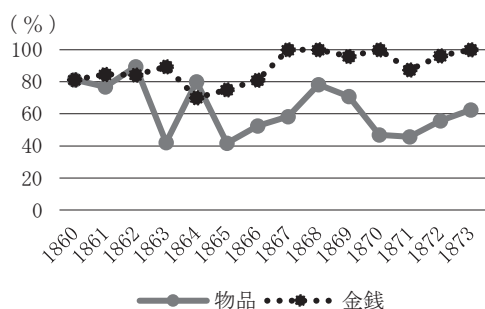


図1 若麻績塾束脩金納率・物納率

※註18史料より作成。

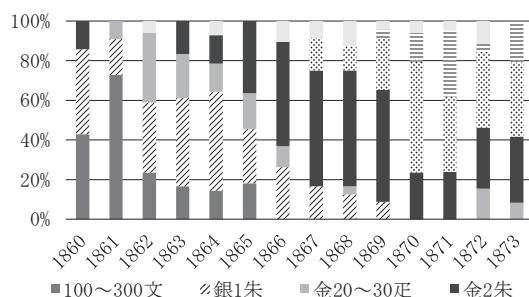


図2 若麻績塾束脩金額

※註18史料より作成。

なのは、金額の大小ではなく年代ごとに金額の「相場」が存在したという事実である。

さて、本節での検討を通して2つのことが明らかとなった。1つ目は、祝儀色の強い束脩とはいえ、時代が下るにつれて金納が増えていくことである。これは近世末期の寺子屋に見られた重要な変容と言える。とはいえ、束脩が近代的な「入学科」へと性格を変えたと結論付けることはできない。というのも、今回分析した片桐塾において、束脩として納められた物品が既に在籍している寺子たちに振る舞われるという事例が見られた。すなわち、亦二郎^(付股力)という子が持参した赤飯を「惣子供中へ赤飯茶つて振る舞」ったのである¹⁹⁾。こうした事例は他でも報告があり²⁰⁾、この場合束脩は必ずしも師匠のためだけのものでないことが分かる。それは今後学習空間を共にする仲間と同じものを口にすることであり、一種の儀礼的意味合いを有していたと考えられる。

2つ目は、物品にしる金銭にしる、ある程度「相場」

が決まっており、多種多様というわけではないということである。この点は次節でも引き続き検討するが、「自由」という印象が与えられてきた束脩と謝儀の理解を捉え直す必要性が本節で示唆された。なお金額の「相場」として、1860年代の信濃国においては1~2朱程度であったと言えるだろう。それ以降では1分以上になるし、それ以前では数百文或いは数十文だったと考えられる。

3. 謝儀の性格と納入内容の画一化

前節同様、まずは「寺子屋取調表」で全体の傾向を掴んでいく。謝儀の内容を、それぞれ物品・金銭・なし・不明に分類した結果、物品30校、金銭105校、なし0校、不明36校となった²¹⁾。「なし」とした寺子屋は存在せず、金銭は物品の3倍強と、謝儀の実態が顕著に表れている。つまり、依然として半数近くが物納だった束脩と比べると、謝儀では金銭を納めることが好まれたのである。この傾向は山梨県下でも報告があり²²⁾、信濃国以外でもそういう潮流になっていたとみていいだろう。

これを補強するものとして、大野塾の事例が挙げられる。ここの「子供盆暮射礼請納覚帳」²³⁾には、一部欠落があるものの、安政2(1855)年から明治元(1868)年までの謝儀の記録が残されている。その内実であるが、物納は一切見られず、全寺子が金銭を納めていた。また図3で金額の遷移を確認すると、安政2(1855)年は過半数が400~600文を納めており(最多は400文で9人)、同6(1859)年以降は大多数が金2朱を納めるようになる。この金額の偏り具合は注目に値するだろう。寺子たちは自由に謝儀を持参したと言われてきたが、決してそのようなことはなく、「相

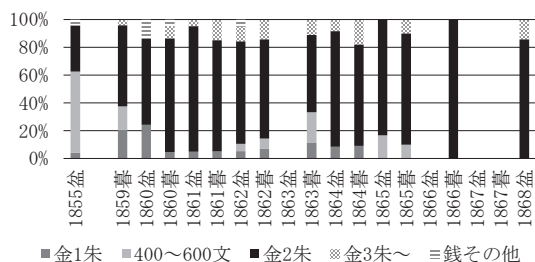


図3 大野塾謝儀金額

※註23史料より作成。空白部分は欠落。

場」を考慮しながら金額を選択したのである。

さて、これまで謝儀の性格を見てきたが、ここで1つの疑問が生じる。それは、謝儀には年末年始や五節句など複数の納入時期がある中で、時期によって性格や重要度に違いはなかったのかという問題である。殆どの先行研究はこの点に注意を払っておらず、謝儀を時期関係なく一括りにして捉えている。強いて言えば、『取調書』が五節句の謝儀を本態と見なしており、同資料に依拠した先行研究は皆それに倣っている²⁴⁾。しかし、筆者はこの理解に賛同しかねる。信濃国下の寺子屋を分析する限りでは、謝儀において五節句はそれほど重視されていない。結論を先に述べれば、最も重視されたのは歳暮（＋盆）である。先に見た大野塾でも、記録された謝儀は五節句ではなく盆暮であった。ただ、ここで重要なことは、そもそも五節句と盆暮では明らかに性格が異なるということである。

この事実は、先程の分析からでは見えてこない。従って、謝儀の納入時期まで明記されている寺子屋を対象に、盆暮の謝儀と年始・五節句の謝儀に分類し、分析した。その結果、盆暮の謝儀では、物品が納められた寺子屋数10に対して、金銭のそれは48であった。一方年始・五節句の謝儀では、物品が納められた寺子屋数17に対して、金銭のそれは10であった。まず、両者の寺子屋総数を見た時、年始・五節句よりも盆暮の方が大きいことが分かる。これは、年始・五節句より盆暮の方で数多く謝儀が納められていることを表し、すなわち後者の方が受納の時期として主要であったことを意味する。そして両者の内実を見た時、その性格の差異に気付くだろう。つまり、盆暮の謝儀では金納が物納の5倍弱となっている一方で、年始・五節句の謝儀ではむしろ物納の方が多いのである。実際「寺子屋取調表」には、五節句は物納だが歳暮は金納としていた寺子屋や、同じ金納でも歳暮の方が高額としていた寺子屋がいくつも記載されている。続いて物品内容を見ていくと、盆暮に納められた物品は米や野菜、手拭であったのに対して、年始・五節句のそれは餅と赤飯が優勢であった。つまり前者では実用品が納められたのに対して、後者では束脩で見られたような祝儀品が納められていたのである。これらを総合すると、年始・五節句の謝儀は祝儀的色彩を帯びており、盆暮の謝儀では比較的「授業料」に近い性格を有していたことができる。

これらのことは、1つの重要な事実を示唆している。それは、寺子が時期によって謝儀の内容を変えていたという事実であり、つまりそれは、謝儀に「秩序」が

存在したということである。従来の研究では、師匠が謝儀内容を指示することはなく、何を納めるかは寺子次第であると理解されてきた。しかし実態は、寺子も師匠も謝儀の内容や時期を意識しており、その了解のもとで授受が行われたのである。

では、「寺子屋取調表」で得られた仮説を、各寺子屋で確認しよう。岩崎塾には、安政3（1856）年から文久2年（1862）までの歳暮と年始の謝儀の記録が残されている²⁵⁾が、図4で金納率と物納率を確認すると、そこには明白な傾向が表れている。すなわち、物納率が年始ではほぼ10割に達するのに対して、歳暮では微減するのである。一方で、金納率はその真逆の動きをしている。すなわち、歳暮の謝儀では約半数の寺子が金銭を納めるが、年始の謝儀では金納がほぼいなくなる。

これこそが、謝儀を時期別に検討すべき理由である。先述した通り、歳暮の謝儀には金納が多くなり、祝儀色の強い年始の謝儀には物納率が上昇する。この差異は、納められた物品の内容を見れば更に明確になる。物品を実用品と祝儀品に分けて、それぞれの割合の推移を示したのが図5と図6である。まず図5を見ると、実用品の折れ線は比較的レベルということが分かる。これは歳暮であろうが年始であろうが、時期を問わず納められていることを示す。では図6の祝儀品はどうか。明らかに、時期を見極めて授受されている。つまり、祝儀品は祝儀色の強い年始に歓迎され、歳暮には相応しくなかったのである。

最後に、金納の場合の額を確認する。図7を見て分かる通り、大半の寺子は1朱程度を納めていた。一方年始の金額はおしなべて少額であり、歳暮の謝儀とは性質が異なることを示している。

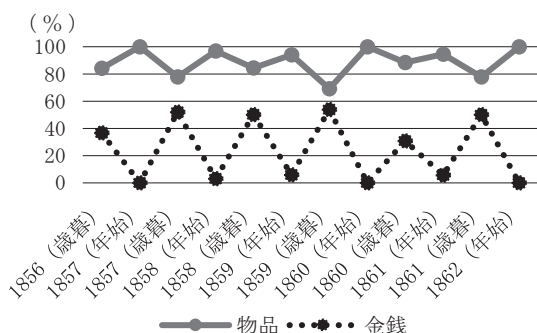


図4 岩崎塾謝儀金納率・物納率

※註25史料より作成。

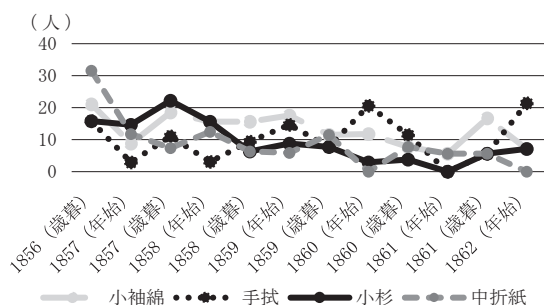


図 5 岩崎塾謝儀物品品目 (実用品)

※註25史料より作成。

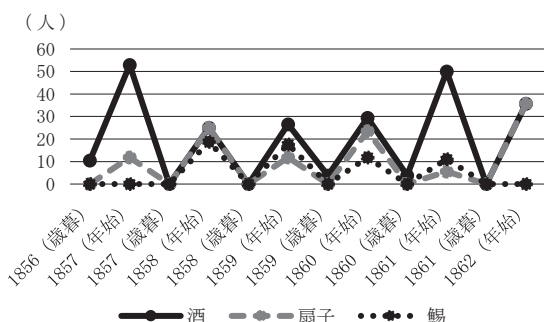


図 6 岩崎塾謝儀物品品目 (祝儀品)

※註25史料より作成。

次に、前節でも言及した好古堂について分析する。随所で欠落はあるが万延元（1860）年から明治元（1868）年までの日記が残っており、そこから謝儀の実態を見出すことができる。

まず歳暮の謝儀について、日記に記載があるのは万延元（1860）年と文久3（1863）年の2年のみであるが²⁶⁾、前者は47人全員が金納（内12人が物品添える）、後者は53人中50人が金納（内21人が物品添える）と、金納率は100%に近い。金額は図8に示した通り、両年とも2朱を納めた寺子が過半数だった。

続いて、年始の謝儀を確認する。元治2（1865）年、慶応2（1866）年、同4（1868）年の3年分が記録されているが²⁷⁾、その金納率は順番に67.6%（34人中23人）、64.7%（51人中33人）、59.6%（47人中28人）であって、やはり歳暮と比較すると物納が多くなる。その物品の品目を見ると升形（枅）や酒が最も多く納められており、これまで述べてきた通り祝儀色が表れている。歳暮の謝儀で納められた物品が柿や人参、药

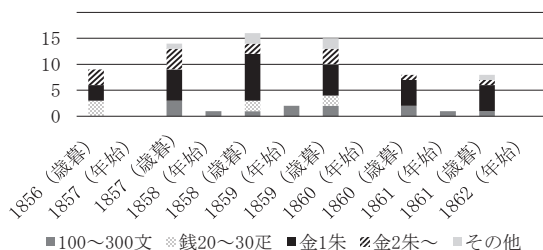


図 7 岩崎塾謝儀金額

※註25史料より作成。

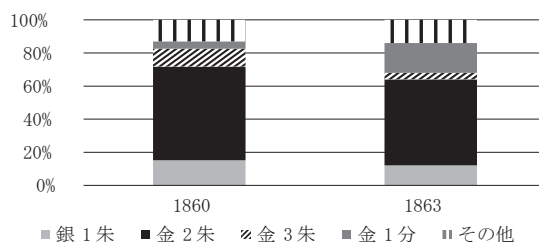


図 8 好古堂謝儀金額 (歳暮)

※註26史料より作成。

弱などであった²⁸⁾ことを鑑みれば、その質的差異は明らかである。加えて金納の場合の額であるが、図9の通りこれまた歳暮の謝儀との差異が一目瞭然である。基本的に僅かな錢で、歳暮で主流だった2朱などは一切見られない。同じ金納でも、祝儀色の強い年始でそこまでの額は求められなかったのである。そしてこの傾向は、同じく祝儀色の強い五節句の謝儀でも見られると予想される。

好古堂では、人日（1月7日）を除く四節句に金品が納められた。寺子は年明けに年始の謝儀を渡しに行くため、人日の謝儀はそれに吸収されるのだろう。さて、節句に納められた金額を、史料上確認できる限りで纏めたものが図10である²⁹⁾。上で述べた仮説の通り、五節句の謝儀は年始と同じく錢が基本であって、歳暮と比べると極めて質素なものであった。そもそも、五節句においては年始同様金納率がそれほど高くない。上巳（3月3日）は慶応2（1866）年が71.7%（53人中38人）、同4（1868）年が60.4%（48人中29人）であった。端午（5月5日）は慶応元（1865）年が50%（14人中7人）、同2（1866）年が72%（25人中18人）であった。重陽（9月9日）は慶応4（1868）年において53.8%（13人中7人）であった。その点、

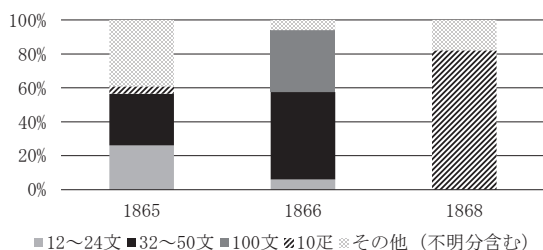


図9 好古堂謝儀金額（年始）

※註27史料より作成。

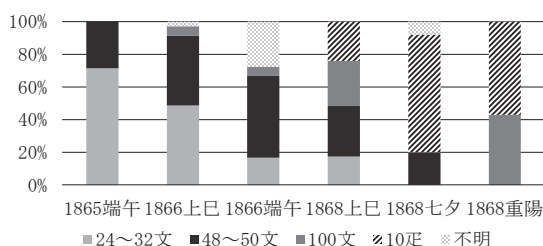


図10 好古堂謝儀金額（節句）

※註29史料より作成。

異質な結果を示したのが七夕（7月7日）である。慶応4（1868）年において、89.3%（28人中25人）の高金納率を示した。しかも金額を見ると、72%（18人）が10疋という比較的高額を納めている。これは偶然ではなく、七夕が盆と関連する行事だからではないか。盆暮の謝儀が重視されたことはこれまで述べてきたが、そのことと無関係ではないと考えられる。

次に物品について述べると、上巳は1866年に15人中12人、1868年に19人中14人が餅を納めている。これは、上巳の節句らしく、雛餅（菱餅）が好まれたと考えることができる。端午は物納をした者が計16人だったが、強飯が最多で7人、次いで升形（枅）が5人と、やはり祝儀品としてよく見る品目が並んだ。最後に、重陽では9人中7人が餅を持参していた。これも、月見と関連している行事の品目であると推測できる。

さて、好古堂の五節句の謝儀を見てきたが、次の2点が言える。1つ目は、五節句の謝儀の金納率や金額は年始の謝儀のそれらと大差なく、祝儀的という点で性格を共有しており、歳暮の謝儀とは区別されるべきということである。両者は、金納率や金額だけでなく、そもそも納入した寺子の数が明確に異なる。歳暮の謝儀はほぼ全ての寺子が納入したが、五節句の謝儀は納

入しなくても特段問題なかったのだろう。そして2つ目は、節句によって若干内容が異なるということである。上巳は雛祭り、重陽は月見に合わせて餅が多く納められた。七夕は盆と時期が被っていることから、比較的金銭の意識が強かった。このように、五節句の謝儀は一樣でなく、それぞれの特色を反映していたのである。またこれは束脩からの類推だが、各節句で納められた餅や赤飯は師匠が独占するのではなく、寺子たちに振る舞われたのではないか。教授の対価として物品を受け取ることより、皆で節句を祝うことの方が重視されたと推察される。

最後は、同じく前節でも見た片桐塾を分析する。第1に、歳暮の謝儀を検討する。慶応3（1867）年は11人中9人、明治元（1868）年は8人中7人、3年は12人中9人、4年は13人全員が金納と、例に漏れず高い金納率である（明治2年は記載なし）³⁰⁾。ほぼ全員が金銭に物品を添えており、金銭+1品というのが当塾の慣例だったのだろう。品目は柿や中折紙、豆腐など、そこに祝儀的色彩は認められず、あくまでも実用品であった。金納時の金額を示したのが図11であって、大半の寺子が金2朱を納めていることが分かる。この2朱という数字は大野塾や好古堂でも大勢を占めており、これらを総合すると1860年代の信濃国における盆暮の謝儀としてはこの2朱という数字が1つの基準であったことが示唆された。それより時代が下ると3朱や1分といった数字が散見され始めるが、この傾向は若麻績塾でも見た通りであり、逆に、岩崎塾の例が示すように1850年代においては1朱が優勢であった。しかし重要なのは金額ではなく、年代ごとに「相場」が存在したという事実である。しかも単一寺子屋内にとどまらず、複数の寺子屋を比較しても同じ金額が表れることは、当時の人々の間に「相場」が共有さ

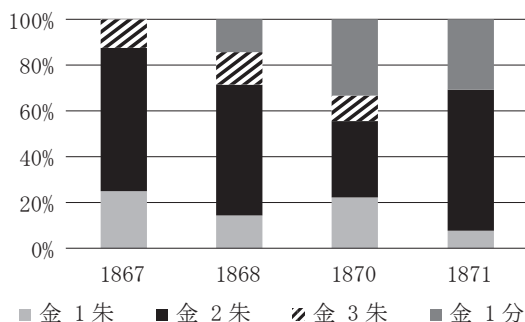


図11 片桐塾謝儀金額（歳暮）

※註30史料より作成。

れていたことの証左であろう。

第2に、年始の謝儀を分析する。片桐塾では、年始に金納した寺子は皆無であり、全員が物納した。そしてその品は決まって餅であった。慶応4（1868）年は12人全員、明治2（1869）年は12人中11人、3年は11人中8人、4年は14人全員、5年は17人中15人が餅を納めている³¹⁾。年始に納めるものは餅、というのが寺子間で共有されていたのだろう。

第3に、五節句の謝儀を見ていく。まず人日であるが、片桐塾では手習始め（1月20日）に持参した³²⁾。ただし、他の節句と違ってその詳細は記録されず、やはり人日は軽視されがちだったようである。次に上巳であるが、好古堂で見たように、雛祭りにちなんで餅が好まれた。慶応4（1868）年、明治3（1870）年、同4年（1871）年で記載があったが、明治3年は7人中5人、慶応4年と明治4年は寺子全員が餅を持参している³³⁾。また端午では、記録のあった明治2（1869）年と同3（1870）年の両方で、9人全員が赤飯を納めた³⁴⁾。これも好古堂と同傾向である。そして七夕と重陽であるが、片桐塾ではこの両日に謝儀が納入されることはなかった。代わりに、6月に「夏立の印」として、9月に「月見の土産」として、10月または11月に「秋立の印」として物品が渡された³⁵⁾。品物は、いずれもほぼ全員が餅であった。このように、謝儀の有様は寺子屋によって異なるが、3月や9月に餅を贈るなど、共通する部分も少なくない。寺子たちは時期によって何を渡すのが相応しいかを見極め、「相場」に沿って謝儀を納めたのである。

4. 年齢・在籍年数による区別と「返礼」

本節では、まず、各寺子の謝儀の内容が決まる際に経済状況以外の決定要因があったこと、すなわち寺子の年齢や在籍年数が謝儀の内容を左右する例があったことを示す。その後、束脩や謝儀に対する師匠の「返礼」に着目し、その慣行が持つ意味を考察する。

謝儀について、「父兄の納入に任せて、師家の方では敢てこれを一定することが無かつた」³⁶⁾という理解がなされてきたことは述べたが、「祝儀の品は各家の暮し向きの程度によって異なる」³⁷⁾という言葉に表れている通り、その内容の決定要因は専ら「各家の暮し向き」、すなわち経済状況であると解されてきた。しかし、経済状況以外に謝儀の内容を決定する要素はなかったのだろうか。

その問いに対して1つの示唆を与えてくれるのが、

野村塾の事例である。ここには、嘉永元（1848）年から同5（1852）年と安政5（1858）年から万延元（1860）年の謝儀の記録が残されている³⁸⁾。その謝儀の内容だが、野村塾では寺子全員が金銭を納めた。柿などの物品を添えることも稀にあるが、基本は金銭のみである。そして金額の割合を示したのが図12である。1850年代中后期は1朱が主流で、1850年代初頭やそれ以前は200～300文が主流であったことが分かる。

野村塾で注目したいのは、年長者と年少者で金額の区別があった可能性である。例えば嘉永4（1851）年を見ると、最も低額の200文を納めたのは松蔵と奥治郎というその年入塾の寺子であり、最も高額な2朱を納めたのは兼太郎という最古参（1841年入塾）の寺子である。兼太郎の次に年長と予想される弘化3（1846）年入塾の5人は、300～400文を納めている。そしてその翌年、最古参となった彼らが最高額の500文を納めている。ちなみに、安政5（1858）年に降になるとある「秩序」が見えてくる。すなわち、最高額が1朱に設定されたと予想されるのである。例えば安政5（1858）年は、その年入塾の兼十という寺子が最低額の200文を納め、古参の6人は皆1朱を納めている。同様に、安政6（1859）年は8名が1朱を、その翌年に至っては9名全員が1朱を納めている。どんなに古参でも、1朱を超えることはない。

また、好古堂でも興味深い事例が見られる。すなわち当塾では、きょうだいが謝儀を納める際、兄／姉に比べて弟／妹の方が少額、という事例が散見されるのである。例として文久3（1863）年の歳暮の謝儀を挙げる³⁹⁾。宇治兄弟は、兄の喜伝次が金1分を納めているのに対して、弟の金八は金3朱であった。小沢兄弟は、兄の儀市が金1分なのに対して、弟の甫助は銀1

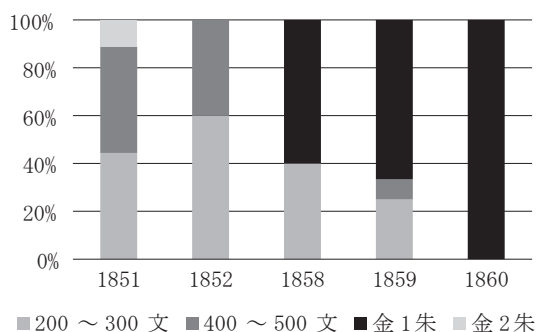


図12 野村塾謝儀金額

※註38史料より作成。

朱であった。倉沢姉弟は、姉のお豊が金1分なのに対して、弟の勇輔は酒であった。これらは単なる偶然ではないだろう。何故なら好古堂では、きょうだいが入塾した際の返礼をあえて別日に授けており（後述）、兄／姉と弟／妹の別を意識しているからである。また、きょうだいに限らないが、好古堂では確かに古参と新参を区別していた。というのも、好古堂では12月11日に跡書（席書）⁴⁰⁾を行うのが慣例で、その経費として前日に寺子からお金を徴収していたのだが、その額を「古参四十八文ツ、初登山廿四文ツ、」と定めているのである⁴¹⁾。

なおこうした事例は、野村塾や好古堂に限ったものではなく、「寺子屋取調表」にも表れている。例えば上伊那郡中箕輪村の小松塾では「一般二金二朱ヲ納ム 尤年長ノ者ハ金壹分ヲ納ム」とあり、同郡飯島村の飯島塾では「年少ノ者ハ金壹朱年長者ハ金壹分を年尾二納ム」と記載されている。当時、年長者と年少者で謝儀の金額を区別することは珍しくなかった。

続いて、「返礼」について分析を加えたい。寺子から束脩や謝儀を受け取る際、師匠がそのお返しに金品を与えることがあった⁴²⁾。これは束脩と謝儀の性格を特徴づける重要な要素であるが、先行研究で着目されることはなかった。しかし、今一度この返礼をつぶさに分析してみると、興味深い実態が浮かび上がってくる。

まず束脩の返礼について、片桐塾では新規入塾者に筆と墨を与えていた⁴³⁾。金銭や菓子などではなく、必ず筆と墨なのである。また好古堂でも、束脩の返礼として筆を授けていた⁴⁴⁾。これらが単なる返礼と少し意味合いが異なることは明らかだろう。つまり、これから手習を始めようとする者に、手習の必需品を授けることが一般に見られた慣行だったのではないか。そうすると、「入学に際しての一般の風習」⁴⁵⁾は束脩という寺子側からのものだけでなく、師匠側からのものもあったと考えることができる。そうであれば、やはり束脩は近代的な「入学料」と異なり、一種の儀礼的意味合いを有していたのである。なお、先に触れたように、好古堂ではきょうだいが同日に入塾した場合、2人に対して別日に筆を贈っていた。つまり、2人同時に筆を渡せばいいものを、あえてそれをせず、先に兄または姉に授け、その翌日に弟または妹に授けていた。師匠は意識的に年長者と年少者を区別していたのだろう。

次に、謝儀に対する師匠の返礼について述べたい。片桐塾でそれは見られたが、例として明治3（1870）年の事例を挙げる⁴⁶⁾。まず年始であるが、餅や鯛を納めた9人の寺子には「年玉遣し候」などと返礼してい

るのに対し、紙を納めた文太郎という寺子には吸い物を出しただけである。次に上巳であるが、餅を納めた4人の寺子には「筆銭礼遣し」ているのに対して、あさを納めた浅吉と文四郎には返礼していない。また、その次の端午では、赤飯二重を納めた8人の寺子には「此方より茂遣し候」と返礼しているのに対して、一重しか納めなかった文四郎には返礼していない。これらから、師匠には謝儀内容に対する一定の期待があつて、それに応えた寺子には返礼を、そうでなかった寺子には返礼をしなかったと言えるのである。実際、片桐塾の「寺子屋調」⁴⁷⁾には、返礼に関して「品物見計し遣ス」と明記されている。つまり、師匠は謝儀内容に無関心というわけではなく、しっかりと謝儀に期待していたのである。そして謝儀に対する満足／不満は、返礼という形となって表された。多くの寺子やその親はそれを敏感に感じ取っていたであろう。そうした暗示を経て、自然と「相場」が形成されていったと推察されるのである。

また、師匠の返礼については、退塾者に焦点を当てると更に興味深い実態が見えてくる。丑之助という寺子は、明治元（1868）年の12月15日に退塾した⁴⁸⁾。彼はその年の歳暮の謝儀は納めていないが、翌年の年始から都度物品を納入しにきている。年玉として餅を納め、端午に赤飯二重を納め、6月に「夏景の印」として餅を納め⁴⁹⁾—これは退塾前と全く変わらない。師匠もそれらを平然と受け取っている。しかし、丑之助が歳暮に金2朱と柿を納めに来た時だけ、対応が異なった。すなわち師匠は、「寺下り後之事二候間手拭壺筋遣し候也」と特別に返礼しているのである⁵⁰⁾。年始・五節句の土産は皆と同じように受納していたはずが、歳暮だけは「寺下り後之事」だからと返礼する—このことから、前者は祝儀なので退塾後であろうが受け取る義理はあるが、後者は「授業料」であるから本来受け取る筋合いはない、という師匠の考えが透けて見えるのである。

同様のことは、別の退塾者である音五郎の事例からも言える。彼が明治3（1870）年の暮に柿を納めた際、師匠はやはり「寺下り致し者之つとめ也 依而音五郎へ年末貳百文遣し候也」と返礼を贈っているのである⁵¹⁾。この時、金を納めた他の8人の寺子への返礼が墨筆であったことを考えると、音五郎への返礼がいかに特別か分かる。またこの音五郎は、退塾前の明治元（1868）年の暮に金2朱と草履を納めた際、「当年ハ少シ茂手ならい二は不参候得共被下 依之拙方ヨリ手拭壺筋下駄尾壺足遣し候」と返礼を受けている⁵²⁾。出席

日数が少ないことを理由に返礼がなされるということは、師匠が歳暮の謝儀を教授の対価と捉えていることを示している。事実、この理由での返礼は年始や五節句では見られない。

とはいえ、謝儀が近代的な「授業料」と質的に異なることは指摘しておく。師匠と寺子の関係性は報酬を支払うことで知識を教わるという契約関係のようなものではなく、日常生活全般を共有する家族的な師弟関係であった。だからこそ寺子たちは退塾後も謝儀を渡すことで日頃の感謝を示し、共に節句を祝った。寺子にとって師匠は、単に読み書きを教えてくれる人でも、学習空間の内側にのみ存在する人でもなかったのである。

5. おわりに

束脩と謝儀の存在は、「師家からこれを指定せず、父兄の自由意思に一任した」⁵³⁾という理解によって矮小化され、等閑視されてきた。筆者はそのことに対して問題意識を抱き、改めて束脩と謝儀の有様を検討することでその実態を明らかにしようとした。教授の対価という視角は、寺子屋の性格を描出する上で重要な要素であると考えたからである。

さて、まず束脩であるが、「寺子屋取調表」から全体的な金納率の上昇を明らかにした。祝儀色の強い束脩でさえ、時代が下るにつれて様相を変化させていったのである。またその金額には、確かに「相場」が存在した。寺子たちは、各々好きなものを持参したわけではなかったのである。一方で、束脩が近代的な「入学料」と異なることも指摘した。それは今後一緒に手習をする仲間と共に食すものでもありえたとし、師匠側も返礼として手習道具を与えることがあった。とはいえ、物納が金納に置き換わることは、こうした慣行が失われることを意味する。この変容が持つ意味については、今後も引き続き検討する必要がある。

次に謝儀であるが、筆者は謝儀を一括で捉える見方を批判した。謝儀は様々な時期に納められるのであるから、それぞれの性格は多少なりとも異なるはずである。実際その仮説は、本稿を通して確かなものとなった。そもそも盆暮と年始・五節句では謝儀の納入数が異なる。その内容も、前者は金納率が高く、後者は物納率が比較的高かった。物品の品物を見ると、前者は実用的、後者は祝儀的であった。また、同じ五節句の謝儀でも、各節句によって異なる色を見せていた。これらのことから、寺子は時期を見定め、「相場」に

じて納入するものを選択していたことが明らかなのである。そしてその「相場」は、師匠が形成する場合もあったと考えられる。例えば片桐塾では謝儀の内容を見定め、期待通りであれば返礼を、そうでなければ返礼しなかった。返礼とは、慈恵の側面を持つ反面、師匠の要求を示す手段にもなりえたのである。

また、盆暮の謝儀に限っては教授の対価という意味合いを比較的有していた。退塾後だから、出席日数が少ないから、と謝儀に返礼していた片桐塾の例は、そのことを示している。それに史料の制約から本論では扱えなかったが、下伊那郡飯田町の宮下塾には「無謝礼輩控」⁵⁴⁾が残されている。すなわち、謝儀を支払わなかった寺子の氏名とその期間を、師匠はしっかりと記録していたのである。あえてそれを作成しているということは、師匠が謝儀の支払いを求めていることを示しているだろう。

とはいえ謝儀は、契約関係の上に授受される近代的な「授業料」ではなかった。謝儀の内容は一律でなく、寺子の家庭の経済事情によって融通が利き、師匠もそれを咎めなかったことは古くから指摘されている。例えば大野塾では、金2朱という明確な「相場」があったにもかかわらず400~600文しか納めていない寺子もいたし、安政6(1859)年の暮には類太郎という寺子に対して「米計り受納 銭のみハ返進致し」ている⁵⁵⁾。すなわち、師匠は彼の家庭事情を考慮したのだろう、米だけを受け取り銭の受け取りは固辞した。また、先に挙げた宮下塾の「無謝礼輩控」にしても、裏を返せば無謝礼輩でも師匠は退塾させなかったのである。このように、家計が苦しい子供を師匠が拒むことはせず、高額な支払いをする寺子と同じように読み書きを教授した。そこに寺子屋が果たした社会的意義がある。

謝儀の金額については、1850年代初頭やそれ以前は200~300文、1850年代中後期は1朱、1860年代は2朱、明治期からはそれ以上、というのが今回算出された信濃国における「相場」である。これが家計にとってどれほどの負担であったかを量るのは難しい。嘉永~慶応年間の銭相場が金1両あたり6400~7500文で、金1朱あたり約400~450文となる。同時期、酒1升が100~200文、柿1重が150~450文ほどだった⁵⁶⁾、それが1つの目安となろうか。少なくとも、それほど高額ではないと考えられる。また、師匠の側に立ち、手習業による年間収入を計算してみると、岩崎塾は2分~1両、片桐塾は1~2両、野村塾に至っては謝儀の上限が1朱だったため1~2分程度であった。同時期(1860年代)の年季奉公人の給金が5~6両であっ

た⁵⁷⁾ことを考えると、手習業による収入のみで生計を立てるのは不可能であったし、そもそも彼らはそれを目論んでいなかった。代官や村役人といった顔が師匠にあったことを前提として、そこにはまさしく「教化の努力であって、営利の業務では無かつた」という「純真なる教育動機」⁵⁸⁾が認められる。

一方で、寺子数や所在地などの条件が良いと、収入は自ずと膨れ上がった。好古堂の場合、寺子が50人前後在籍していたため、年間5～6両を手習業で得ていた。大野塾の場合、金2朱の納入が謝儀の「相場」として確立していたこと、歳暮だけでなく盆にも謝儀が納められていたことから、年間4～5両を得ていた。有数の都邑部にあった若麻績塾の場合、幕末期で1～2両、維新後は3～5両を束脩のみで得ていた。これに謝儀による収入が加わると考えると、手習業での収入はこの数倍に膨れ上がる。本稿で分析した寺子屋には概して慈恵の性格が認められたものの、こうした実態を見た時、営利目的で開塾し更なる収入を得ていた寺子屋は数多く存在しただろう。そしてそのような生業的寺子屋における束脩と謝儀の在り方は、本稿が明らかにしたものとはまた異なる可能性がある。すなわち、師匠が明確に対価を求めるという近代的な「学費」がそこには存在したのではないか。その時の師匠と寺子の関係性がどのようなものであったか、興味深い論点である。この点は本稿が残した課題であり、更なる考察が求められる。

また、本稿では束脩・謝儀の金納化と納入内容の画一化を明らかにしたが、それが明治期の公教育成立にどのような形で関連していくのかも重要な論点である。「学費」という視点から、近世と近代の接続（あるいは断絶）を考察してみたい。その際、信濃国に限らず全国的な傾向を確認することや、寺子屋に限らず郷学や藩校も視野に入れることが、今後の課題となろう。

註

1) 近年の研究動向では、「寺子屋」ではなく「手習塾」という呼称が好まれる傾向にある。梶井一暁の整理によると、(1)「寺子屋」は主に上方で使われた限定的な呼称である、(2)「寺子屋」は中世の寺院教育との混同を生む恐れがある、の2点が理由である（「近世僧侶の庶民教育へのかかわり」『宗教研究』85巻、2号、2011年）。しかし、こうした動向に筆者は疑問を抱く。まず(1)について、明治以降文部省が一貫して「寺子屋」という語を使い続けた事実はどう説明するのだろうか。次に(2)について、近世の寺子屋が中世の寺院教育と本質的に異なるのは間違いないが、無関係でないのも事実である。「寺子屋」のみならず、学習者のことを「寺

子」と呼び、入塾のことを「寺入り」や「登山」と言ったことがそれを示している。以上から、歴史があり広く浸透した「寺子屋」の語を無理に変更する必要は感じられず、本稿では従来通り「寺子屋」を用いる。

- 2) 当該期の研究動向は籠谷次郎「最近の『郷学（校）』の評価について」『日本史研究』215号、1980年に詳しい。
- 3) 利根啓三郎『寺子屋と庶民教育の実証的研究』雄山閣出版、1981年。
- 4) 高橋敏『近世村落生活文化史序説』未来社、1990年、214-215頁。
- 5) 乙竹岩造『日本庶民教育史』下巻、目黒書店、1929年、1134-1147頁。
- 6) 石川松太郎『藩校と寺子屋』教育社、1978年、海原徹『近世の学校と教育』思文閣出版、1988年、大岡成美『寺子屋に関する教育文化的研究』講談社出版、2003年など。
- 7) 服部清道「江戸時代農村における寺子屋の一形態」『日本歴史』122号、1958年。
- 8) 菱田隆昭「玉松堂における寺子屋経営に関する一考察 ―礼（束脩・謝儀）を通して―」『早稲田教育評論』第12巻、第1号、1998年。
- 9) 同上。
- 10) 入江宏「近世下野農村における手習塾の成立と展開」『栃木県史研究』13号、1977年。
- 11) 「教育沿革誌之部 乾・坤 学務課 明治十八年」に所収。文部省が明治16（1883）年に行った聞き取り調査の結果を纏めたもので、各寺子屋についての情報が複数項目に渡って記されており、信濃国は計147校の寺子屋が収録されている（筆者計上）。
- 12) 『長野県教育史』第8巻、長野県教育史刊行会、1973年。
- 13) 前掲『長野県教育史』第1巻、1978年、90頁。
- 14) 『長野県史』通史編第6巻、長野県史刊行会、1989年、747-749頁。
- 15) 物品と金銭の両方が見られた寺子屋は、両方の項目に計上している。よって合計が寺子屋数と一致しない。
- 16) 「年内諸事晴雨日記帳」明治二年己巳二月吉辰改、明治三歳庚午正月吉辰、明治三庚午歳閏十月吉辰改、「年玉請納控」（以上、前掲『長野県教育史』第8巻、559-571頁。以下、史料名に付記される頁数は全て同書のもの）。
- 17) 「諸事巨細手控帳」、「日新儆戒自知録」、「亥之暮門人歳軸謝儀扣」、「学文所教訓巨細録」、「年内諸事日記帳」、「年内諸事控日記」、「諸事日新録」（以上、492-533頁）。
- 18) 「手習子供覚」（39-51頁）。
- 19) 「年内諸事晴雨日記帳」明治二年己巳二月吉辰改（559-560頁）。
- 20) 山梨県編『山梨県史』通史編4、2007年、548頁。
- 21) 前掲註(15)と同様。
- 22) 前掲『山梨県史』通史編4は、同じく「寺子屋取調表」をもとに謝儀の金納率の高さを明らかにし、「寺子屋・私塾の経営主が、その生活と経営を維持するために金銭を必要としていたことを表し、商品経済の発達により、彼らの生活がそれに深くとらわれていたことを示している」としている（550頁）。
- 23) 「子供盆暮射礼請納覚帳」（832-836頁）。
- 24) 例えば関山邦弘は、「寺子屋の収入源は、基本的には、入門時に受け取る礼物である束脩と五節句に送られる謝儀」と明記している（幕末維新学校研究会編『幕末維新时期における「学校」の組織化』多賀出版、1996年、447頁）。

- 25) 「從算士到来物控」安政三丙辰歳極月, 安政四丁巳歳從正月至極月, 安政六巳未歳正月, 「從算士御歳暮到来控」(以上, 464-470頁)。
- 26) 「申之暮門人歳軸并諸勘定差引扣帳」, 「亥之暮門人歳軸謝儀扣」(以上, 489-492頁)。
- 27) 「学文所教訓巨細録」, 「年内諸事日記帳」, 「年内諸事控日記」(以上, 501-521頁)。
- 28) 前掲註(26)史料。
- 29) 前掲註(27)史料, 「諸事日新録」。
- 30) 「歳内諸色日記覚帳」, 「忒番諸事晴雨日記帳」, 「年内諸事晴雨日記帳」明治三庚午歳十一月吉辰改, 「年末并年玉請納覚帳」年末明治五壬申年 (以上, 554-572頁)。
- 31) 「諸事晴雨日記帳」, 「年内諸事晴雨日記帳」明治二年巳正月吉辰, 「年玉請納控」, 「年末并年玉請納覚帳」年末明治五壬申年 (以上, 555-572頁)。
- 32) 「年内諸事晴雨日記帳」明治二年巳正月吉辰, 「年玉請納控」(以上, 559-571頁)。
- 33) 「諸事晴雨日記帳」, 「年内諸事晴雨日記帳」明治三歳庚午正月吉辰, 明治三年庚午三月吉辰改, 「年玉請納控」(以上, 555-571頁)。
- 34) 「年内諸事晴雨日記帳」明治二年己巳二月吉辰改, 明治二年己巳四月吉辰改, 明治三年庚午三月吉辰改 (以上, 559-564頁)。
- 35) 「忒番諸事晴雨日記帳」, 「年内諸事晴雨日記帳」明治二年己巳六月吉日改, 明治二年己巳九月吉辰改, 明治三庚午年六月吉辰改, 明治三庚午年八月吉辰改, 明治三庚午歳閏十月吉辰改, 明治三庚午歳十一月吉辰改 (以上, 556-569頁)。
- 36) 乙竹, 前掲書 (1929年), 1139頁。
- 37) 服部, 前掲論文 (1958年)。
- 38) 「万入用出入諸帳」, 「至來諸事譜」(以上, 405-409頁)。
- 39) 「亥之暮門人歳軸謝儀扣」(490-492頁)。
- 40) 寺子の清書を壁に張り出し, 保護者や近隣住民に披露する行事。保護者らは酒や赤飯などの手土産を持参し, 席書の後皆で宴会を開く。好古堂の明治元 (1868) 年の席書を見ると, 寺子56人 + 保護者・近隣住民が集まっているので, 相当な大宴会となっている。その際, 師匠は酒や赤飯, 煮染などを出しているが, 前日に寺子から徴収した錢をそれらにあてたのだろう。
- 41) 「諸事日新録」(522-533頁)。
- 42) 服部, 前掲論文 (1958年), 菱田, 前掲論文 (1998年)。
- 43) 前掲註(16)史料。
- 44) 「年内諸事日記帳」, 「年内諸事控日記」(以上, 503-521頁)。
- 45) 乙竹, 前掲書 (1929年), 1137頁。
- 46) 「年内諸事晴雨日記帳」明治三歳庚午正月吉辰, 明治三年庚午三月吉辰改 (以上, 562-564頁)。
- 47) 「寺子屋調 (片桐林三寺子屋末期ノモノ) 片桐義雄」(574頁)。
- 48) 「忒番諸事晴雨日記帳」(556-559頁)。
- 49) 「年内諸事晴雨日記帳」明治二年巳正月吉辰, 明治二年己巳二月吉辰改, 明治二年己巳六月吉日改 (以上, 559-561頁)。
- 50) 「年内諸事晴雨日記帳」明治二己巳年十一月吉辰改メ (562頁)。
- 51) 「年内諸事晴雨日記帳」明治三庚午歳十一月吉辰改 (567-569頁)。
- 52) 前掲註(48)史料。
- 53) 乙竹, 前掲書 (1929年), 1140頁。
- 54) 「無謝礼輩控」(448頁)。
- 55) 前掲註(23)史料。
- 56) 前掲『長野県史』通史編第6巻, 748, 753頁。
- 57) 同上, 755頁。
- 58) 乙竹, 前掲書 (1929年), 1147頁。

(指導教員 小国喜弘教授)